

# コーポレート・ガバナンス

## 基本的な考え方



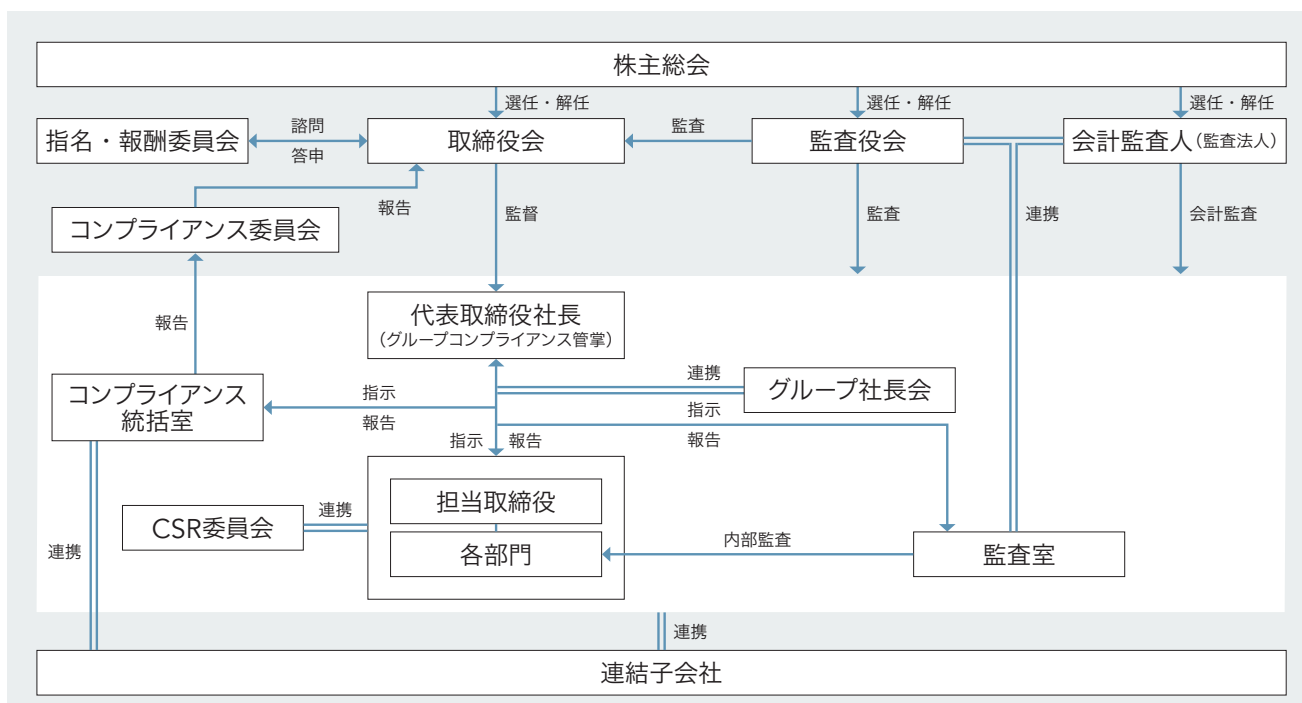
メディパルグループは、経営の透明性と健全性を確保しながら、企業価値を最大限に高めていくことを重視した取組みを行っています。また、当社は質の高い情報開示を適宜行うことこそがステークホルダーに対する責任を果たすことであり、経営の透明性と健全性の向上に資するものと考え、適時適切な情報開示に積極的に取り組んでいます。

### ガバナンス体制の変遷／取組み強化の推移

♂ 男性 ♀ 女性

	独立社外取締役(人数と割合)	独立役員(人数と割合)	組織体制／制度など
2014年3月期以前	♀ (比率11.1%)	♂♂♂♀ (比率28.6%)	● 役員退職慰労金制度廃止(2006年6月)
2015年3月期	♀♀ (比率20.0%)	♂♂♂♀♀ (比率33.3%)	
2016年3月期	♀♀ (比率20.0%)	♂♂♂♀♀ (比率33.3%)	
2017年3月期	♀♀ (比率22.2%)	♂♂♂♀♀ (比率35.7%)	
2018年3月期～2019年3月期	♂♀♀ (比率30.0%)	♂♂♂♂♀♀ (比率40.0%)	
2020年3月期	♂♀♀ (比率30.0%)	♂♂♂♂♀♀ (比率40.0%)	● 第三者機関活用による取締役会の実効性評価開始(2020年2月) ● 指名・報酬委員会設置(2020年3月)
2021年3月期	♂♂♀♀ (比率36.4%)	♂♂♂♂♀♀ (比率43.8%)	● 社長直轄組織としてコンプライアンス統括室を新設(2020年6月) ● コンプライアンス委員会設置(2021年1月)
2022年3月期	♂♂♀♀ (比率33.3%)	♂♂♂♂♀♀ (比率41.2%)	

### コーポレート・ガバナンス体制図



## 取締役会の役割と構成について

[社外取締役の割合 **33.3%** (4/12名)] [女性取締役の割合 **16.7%** (2/12名)]

当社の取締役会は取締役12名（うち4名社外取締役）で構成（男性10名・女性2名）し、経営方針や法令で定められた事項、またその他経営に関する重要事項を検討および決定するとともに、業務執行状況の監督機関として位置づけ、監査役出席のもと原則毎月1回の定時取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

なお、当社取締役には主要な連結子会社の代表取締役等が就任しており、情報の共有を図っています。

また、当社は経営の意思決定・監督の機能と、業務執行の機能を明確に分離することを目的とした執行役員制度を設けるとともに、当社グループのガバナンス体制の整備・向上を図ることを目的として、主要な連結子会社の実務責任者を当社の執行役員に任命し、定期的に情報交換、協議、

検討を行うことにより、より一層緊密な体制の構築と一体感をもった運営に努めています。

さらに、当社グループの経営活動の円滑な推進を目的とし、諮問事項を検討する会議として、当社代表取締役、取締役ならびに社長の指名する連結子会社の代表取締役等をもって構成する「グループ社長会」を原則として毎月1回開催し、当社グループの経営戦略の共有化と課題解決に向けた審議・検討を行っています。また、2021年3月期の取締役会開催状況は以下のとおりです。

2021年3月期 取締役会開催状況	開催回数：	13回
	社外取締役出席率：	98%
	社外監査役出席率：	100%

## 取締役の選任方針

### ①取締役の選任方針

当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に資するため、コンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組み、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を取締役として選任することを基本方針としています。

#### a) 社内取締役

企業経営、ヘルスケア、M&A、ガバナンス、IT等に関する業務経歴、能力を有し、経営の意思決定および業務執行の監督に携わる者として、当社グループの経営理念の実現に相応しいリーダーシップ、中長期的視野を持つ者の中から、人格、経験等も総合的に勘案し、候補者とします。

#### b) 社外取締役

企業経営、ヘルスケア、財務・会計、法務、国際等に関する知見および豊富な経験を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況等を総合的に勘案し、候補者とします。なお、原則として、通算任期は、最長8年もしくは12年（監査役の任期4年×2期もしくは3期）までとし、現に4社以上の上場会社の役員に任ぜられていないことを要件とします。また、別に定める独立性の要件に該

当しない場合でも、高い見識、高度な倫理観を有する者を社外取締役候補者とすることができるものとします。ただし、この場合であっても、独立社外取締役の比率は3分の1以上とします。

### ②取締役の選任手続き

取締役候補者は、指名・報酬委員会（委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます）による審議、答申を経て、取締役会で決議のうえ、株主総会に付議することとします。代表取締役および役付取締役の選定についても、指名・報酬委員会による審議、答申を経て、取締役会で選定することとします。

### ③取締役の解任手続き

取締役が法令または定款に違反する行為を行った場合、または、職務懈怠等により、その機能を十分に発揮していないと認められる場合には、指名・報酬委員会による公正かつ厳格な審議を経たうえで、取締役会にて審議を行います。

## 指名・報酬委員会について

取締役の指名・報酬等については、公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置しています。指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、次の事項について審議し、取締役会に対して答申を行います。

### (1) 指名に関する事項

- ① 取締役の選任・解任の方針
- ② 取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- ③ 代表取締役の選定・解職に関する事項
- ④ 役付取締役の選定・解職に関する事項
- ⑤ 後継者計画に関する事項

### (2) 報酬に関する事項

- ① 取締役の報酬等に関する方針
- ② 取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- ③ 取締役の個人別の報酬に関する事項

### (3) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

なお、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の委員で構成し、委員の過半数を社外取締役とし、委員長は社外取締役が務めます。

### ■ 委員会の構成（2021年3月31日時点）

指名委員会	浅野 敏雄（委員長／社外取締役） 加々美 光子（社外取締役） 昌子 久仁子（社外取締役） 三村 浩一（社外取締役） 渡辺 秀一（代表取締役社長） 左近 祐史（常務取締役）
報酬委員会	浅野 敏雄（委員長／社外取締役） 加々美 光子（社外取締役） 昌子 久仁子（社外取締役） 三村 浩一（社外取締役） 依田 俊英（専務取締役） 左近 祐史（常務取締役）

2021年3月期は、全5回開催し、その活動状況は、次のとおりです。

1. 指名に関する事項については、(1) 2021年6月定時株主総会の取締役候補者、(2) スキルマトリックスの開示などについて審議し、取締役会に答申しています。
2. 報酬に関する事項については、(1) 取締役報酬の見直し（株式報酬制度の導入の検討を含む）、(2) 2021年6月支給の役員賞与などについて審議し、取締役会に答申しています。
3. 今後は(1) 取締役報酬の見直し（報酬総額、評価項目および対象役員の見直し、株式報酬制度の導入ほか）について、幅広く議論していくほか、取締役会の実効性評価においても課題に挙げられている、(2) 取締役会の構成 (3) 後継者の育成計画などについても、検討を重ねていきます。

このほかに、取締役会の実効性のさらなる向上のため、ガバナンスに関して、社外役員との議論の拡充を図ることを目的として、中堅幹部と社外役員との懇談会の開催、ランチョン形式によるフリートークの設定などを試行しています。

## 監査役会の役割と構成について

〔社外監査役の割合 **60.0%** (3/5名)〕〔女性監査役の割合 **20.0%** (1/5名)〕

当社は監査役制度を採用し、監査役5名（うち3名社外監査役）を選任（男性4名・女性1名）しています。監査役は上記の会議体に出席し、監査役会で決定した監査役監査基準に基づき、取締役の業務執行の適法性・妥当性について厳正な監査を行うとともに、監査法人と相互に意見交換を図っています。なお、当社グループの監査役は相互に情報交

換を行い、連携を図っています。

また、2021年3月期の監査役会開催状況は以下のとおりです。

2021年3月期 監査役会開催状況	開催回数：	13回
	社外監査役出席率：	100%

## 独立役員の独立性基準

当社は、指名・報酬委員会の答申を経て、社外役員の独立性判断の合理性を確保することを主眼として、より具体的かつ定量的な基準を制定し、社外取締役および社外監査役またはその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合には、独立性を有しているものと判断しています。

- ① 当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者<sup>※1</sup>
- ② 当社グループの主要な借入先<sup>※2</sup>またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先<sup>※3</sup>またはその業務執行者
- ④ 当社の大株主<sup>※4</sup>またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に多額<sup>※5</sup>の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）

- ⑦ 当社グループから多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者）
- ⑧ 当社グループから取締役を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者
- ⑨ 上記②から⑧に、過去5年間に於いて該当していた者
- ⑩ 上記②から⑧に該当する者（重要な地位にある者<sup>※6</sup>に限る）の近親者等<sup>※7</sup>

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人をいう。

※2 主要な借入先とは、当社グループの借入金残高が連結総資産の2%以上に相当する金融機関をいう。

※3 主要な取引先とは、当社との年間取引金額が連結売上高の2%以上に相当する取引先をいう。

※4 大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。  
 ※5 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の年間総収入金額の2%以上の額をいう。

※6 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、部長格以上の業務執行者またはこれらに準じる者をいう。

※7 近親者等とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

## 社外取締役の取締役会出席状況

(2021年3月期)

名前	独立役員	出席状況
加々美 光子	○	100% (13回 / 13回)
浅野 敏雄	○	92% (12回 / 13回)
昌子 久仁子	○	100% (13回 / 13回)
三村 浩一	○	100% (10回 / 10回) <sup>※</sup>

※2020年6月25日の就任以降の開催数

## 社外監査役の監査役会出席状況

(2021年3月期)

名前	独立役員	出席状況
北川 哲雄	○	100% (13回 / 13回)
豊田 友康	○	100% (13回 / 13回)
佐貫 葉子	○	100% (13回 / 13回)

## 社外取締役／監査役をサポート体制

社外取締役および社外監査役は、必要に応じて直接またはメール・電話等により監査室、監査役および監査法人と相互連携を図ることのできる体制を整えており、適宜連携を図っています。また、社外取締役および社外監査役には、

取締役会での発言のほか、重要な案件については事前に説明の機会を設けるなどして、忌憚のない意見を頂戴しています。さらに、子会社の現場をご覧いただく機会も定期的に設けています。

## 取締役会の実効性評価

当社では、取締役会が適切に機能しているかを定期的に検証し、その結果を踏まえ、課題の改善や強みの深耕等の適切な措置を講じていくというプロセスの継続により、機能向上を図ることを目的として、取締役会の実効性について分析・評価を行っています。

### 分析・評価のプロセス

当社取締役会は、第三者機関の協力を得て、各取締役・監査役へ質問票を作成し、その回答結果の分析・評価を行いました。また、第三者機関からの報告に基づき、取締役会で評価結果および今後の対応を確認しました。

### 前回<sup>※1</sup>抽出された課題と取組み

#### 分析・評価結果の概要

分析の結果、総じて高評価となっており、取締役会の実効性が確保できていると評価しました。一方、今後さらなる機能向上を図るために必要な取り組むべき課題も認識しました。

- (1) 社外取締役の増員
- (2) 取締役会の付議基準の見直し
- (3) 取締役・監査役のトレーニングの充実

#### 2020年度<sup>※1</sup>の取組み

さらなる機能向上を図るため、以下の事項に取り組みました。

- (1) 2020年6月の株主総会で社外取締役を1名増員
- (2) 取締役会における戦略的な議論を充実させるため、付議基準の見直しを実施
- (3) 必要な知識の習得および役割と責務の理解のために外部セミナー、外部団体への加入等を推奨

### 今回<sup>※2</sup>抽出された課題

#### 分析・評価結果の概要

分析の結果、総じて高評価となっており、取締役会の実効性が確保できていると評価しました。とりわけ、取締役会での自由闊達で建設的な議論や意見交換、外部環境の変化に応じた議論などについては、他社平均よりも高くなっています。一方、今後さらなる機能向上を図るために必要な取り組むべき課題も認識しました。

#### 今後の課題

当社取締役会は、以下の事項について取り組むことで取締役会の実効性をさらに高めていきます。

- (1) 取締役の報酬制度の見直し
- (2) 取締役会の構成、社内取締役と社外取締役の比率の見直し
- (3) 取締役・監査役と内部監査部門との連携

※1 2020年3月度の取締役会  
 ※2 2021年5月度の取締役会

## 役員報酬

当社の取締役の報酬等の総額は、株主総会の決議により定めています。取締役の報酬は、基本報酬と短期インセンティブとしての賞与により構成しています。基本報酬は、取締役会において決定した内規に基づき、役位に応じて支給しています。また、賞与については、業務執行取締役に対して業績を意識した経営を行うよう動機づけるため、各事業年度の業績（連結営業利益）に応じて、取締役会において支給総額を決定し、これを役位別の基準に基づき配分して

います。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしています。

報酬の種類別の支給割合は、役位によって若干異なりますが、賞与の割合が概ね25%となることを基本としています。

監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしています。基本報酬は、常勤・非常勤の別により支給しています。

(2021年3月期)

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	251	185	66	—	—	7
監査役 (社外監査役を除く)	46	46	—	—	—	2
社外取締役	51	51	—	—	—	4
社外監査役	32	32	—	—	—	3

(注) 報酬等の総額が1億円以上である役員はいません。

## 政策保有株式の考え方

当社グループは、医薬品、化粧品、日用品などの卸売事業における商品の安定供給には、サプライチェーンを構成するさまざまな企業との協力関係が必要と考えています。そのため、事業戦略、取引先との関係を総合的に勘案し、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に、政策保有株式として保有しています。

保有の合理性については、個別銘柄ごとに、当社グループ事業の円滑な取引関係維持や業務提携関係の強化を通じた中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを検証し、保有の適否を毎年取締役会で判断します。

2021年3月期は政策保有株式7銘柄・131億円を売却した結果、保有銘柄は68銘柄となりました。

## 株主・投資家との責任のある対話

### 株主総会

株主に十分な議決権行使の判断時間を提供するため、2021年6月25日開催の定時株主総会においては、法定期日より早く6月1日に招集通知の発送を行いました。また、これに先立ち、当社のホームページにおいて、2021年5月26日に招集通知を早期開示しました。さらに、議決権行使を迅

速かつ活発にするため、インターネット・携帯電話による電磁的な議決権行使を2002年6月開催の株主総会より実施しています。2006年より（株）ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームにも参加し、直接機関投資家より電磁的な方法による議決権行使が可能となる環境を整えています。その他当社のホームページに招集通知、決

議内容の掲載を行うなど、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に関する施策を実施しています。2021年6月25日に開催した株主総会では、議決権行使された株主数は3,611名（うち書面とインターネットを通じて議決権行使された株主数3,566名）となり、議決権行使率は84.8%となりました。

### 機関投資家との対話

機関投資家との対話については、証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会の開催をはじめ、社長やIR担当役員によるトップミーティング、随時開催される証券会社主催のカンファレンスへの参加など、積極的な活動を行っています。投資家からいただいたご意見は、経営陣や関係部署へ随時報告を行い、当社グループの経営戦略やガバナンスの開示などに活かしています。

2021年3月期は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から海外IRを自粛し、また、決算説明会とすべてのIR個別取材はオンラインや電話で実施しました。

2021年3月期に実施した機関投資家向けIRイベントは以下のとおりです。

IRイベント	実施時期	説明者
決算説明会	2020年5月、8月、11月 (年3回)	社長、IR担当役員

2021年3月期に実施した機関投資家とのIR個別取材は以下のとおりです。

年間取材社数	51社（国内：35社 / 海外：16社）
--------	----------------------

※数値は延べ社数

### 個人投資家との対話

個人投資家との対話については、毎年、企業説明会を全国主要都市で開催し、企業認知度の向上とブランドの確立をめざしています。また、当社の株主には、「株主通信」を年2回（6月、12月）お送りし、当社の企業理念・事業戦略についての理解促進に努めています。

2021年3月期は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、企業説明会の開催を自粛しました。

## グループガバナンス

### コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社子会社のうち、(株)PALTAC（以下「PALTAC」）は東京証券取引所に上場している子会社です。PALTACは、「化粧品・日用品、一般用医薬品卸売事業」を行っており、当社グループの他の子会社が主に行っている「医療用医薬品等卸売事業」との相乗効果を生むために連携をとっています。当社は「医療と健康、美」を事業フィールドとして、PALTACとともに、将来の成長戦略を模索していきたいと考えています。

昨今では、顧客であるドラッグストアの調剤事業が拡大しており、「化粧品・日用品、一般用医薬品」を取り扱うPALTACと「医療用医薬品」を取り扱う(株)メディセオなどの事業会社が連携することで、トータルでユーザーニーズに応えられるようになり、シナジー効果が高まっていると考えています。

当社グループが持続的成長を果たすためにも、PALTACの保有意義は大きいと考えており、両事業の知見を活かしてサプライチェーンの最適化を進め、人々の生活に欠かせない品物の流通を一手に担う卸売事業者として、事業フィー

ルドを拡大していきたいと考えています。

当社としては、PALTACの独立性を確保し、独自の資金調達、迅速な意思決定のもと積極的に事業展開を図ることで企業価値を向上させることがグループ経営の観点からも望ましいと考えており、PALTACの事業戦略、人事政策等につきましては、PALTACが独立して主体的に検討のうえ、決定しています。

また、PALTACでは、少数株主保護および独立した意思決定の確保のため、独立社外取締役比率は3分の1以上となっており、独立社外取締役には当社出身者を選任していません。

当社では、PALTAC株式の過半数を保有し、連結子会社としての位置づけを維持し続けることが、両社の企業価値向上に資すると考えており、今後も議決権比率に応じて適切なガバナンスを確保していきます。他方、従来どおり、PALTACの独立性を保ちつつ、経営の自由度を確保するという考えには、何ら変わりはなく、今後も、PALTACの意向を尊重しながら、両社で共存共栄の関係を続けていきたいと考えています。